

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秋田県港湾施設管理条例の一部改正)

2 秋田県港湾施設管理条例(昭和三十四年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第十四条第二項中「前条第一項」を「前条」に改める。

第十六条中「第十三条第一項」を「第十三条」に改める。

第十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

第二十条を削り、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とし、第二十三条を第二十二条とする。

別表第一号の表の備考三並びに別表第三号(一)の表の備考四及び同号(二)の表の備考中「第十三条第一項」を「第十三条」に改める。

(秋田県立男鹿水族館条例の一部改正)

3 秋田県立男鹿水族館条例(平成十五年秋田県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第八条中「第五条第一項」を「第五条」に改める。

第九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

第十二条を削り、第十三条を第十二条とする。

別表の備考二中「第五条第一項」を「第五条」に改める。

(秋田県立武道館条例の一部改正)

4 秋田県立武道館条例(平成十五年秋田県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第八条第二項中「前条第一項」を「前条」に改める。

(公告に関する経過措置)

5 この条例の施行前に附則第二項の規定による改正前の秋田県港湾施設管理条例第二十条、附則第三項の規定による改正前の秋田県立男鹿水族館条例

第十二条又は前項の規定による改正前の秋田県立武道館条例第七条第五項の規定によりされた指定管理者の指定の公告は、第八条前段の規定によりされた公告とみなす。

秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四号

秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第一条 秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「実施機関が」を「実施機関等が」に、「実施機関の義務」を「個人情報の取扱い」に、「第十三条」を「第十三条の二」に、「第二節 個人情報情報の開示及び訂正(第十四条―第二十六条)」を「第三節 訂正(第二十四条―第二十六条の六)」に、「第三節」を「第五節」に、「第二節 開示(第十四条―第二十三条)」

「第四節 利用停止(第二十六条の七―第二十六条の十二)」

「第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護」を「第二章 実施機関等が取り扱う個人情報の保護」に改める。

「第一章 実施機関の義務」を「第一節 個人情報の取扱い」に改める。

「第二章 実施機関の義務」を「第一節 個人情報の取扱い」に改める。

「第一章 実施機関の義務」を「第一節 個人情報の取扱い」に改める。

に改める。

第一条中「及び訂正」を「訂正及び利用停止」に改める。

第二条第一号を次のように改める。

一 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別されるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人が識別され得るものを含む。)をいう。

「第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護」を「第二章 実施機関等が取り扱う個人情報の保護」に改める。

「第一節 実施機関の義務」を「第一節 個人情報の取扱い」に改める。

第八条第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第十条第二項中「は、法令又は条例の規定に基づくときを除き」を「又は当該提供の内容を変更しようとする場合は」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき。
- 二 法令又は条例の規定に基づくとき。
- 三 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 四 出版、報道その他これらに類する行為により公にされるとき。
- 五 国又は他の都道府県に提供するとき。

第十二条の見出し中「職員」を「実施機関の職員等」に改め、同条中「職員又は」の下に「実施機関の」を加える。

第十二条の二の見出し中「措置等」を「措置」に改め、同条第一項中「契約」を「協定」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(指定管理者等の義務)

第十二条の三 前条の指定管理者は、同条の公の施設の管理の業務に関し保有する個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第十三条の見出し中「措置等」を「措置」に改め、同条第二項を削り、第二章第一節中同条の次に次の一条を加える。

(受託者等の義務)

第十三条の二 前条の委託を受けたものは、当該委託を受けた事務に関し保有する個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

「第二節 個人情報の開示及び訂正」を「第二節 開示」に改める。

第十四条の見出しを「(開示請求権)」に改め、同条第一項中「当該実施機関の個人情報を取り扱う事務(県の職員又は職員であった者に関する事務を除く。）」に係る」及び「(以下「開示請求」という。）」を削り、同条第二項中「開示請求」を「前二項の開示の請求(以下「開示請求」という。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次に掲げる者(以下「遺族」という。))は、実施機関に対し、行政文書に記録されている死者を本人とする個人情報の開示の請求をすることができ。

一 当該死者の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))及び子

二 前号に掲げる者がいない場合にあっては、当該死者の父母
 三 前二号に掲げる者がいない場合にあっては、当該死者の孫、祖父母及び兄弟姉妹

第十五条第一項第一号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同項第二号中「法定代理人」を「遺族又は法定代理人」に、「本人」を「開示請求に係る個人情報の本人」に改め、「住所」の下に「又は居所」を加え、同条第二項中「又はその」を「若しくはその遺族又はこれらの」に改める。

第十六条中「が次の各号のいずれかに該当するもの」を「に次の各号に掲げる情報」に、「である」を「のいずれかが含まれている」に改め、同条第一号中「個人情報」を「情報」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「個人情報が含まれる個人情報」を「情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」に改め、「当該」の下に「本人以外の」を加え、「もの」を「もの」を「もの」を「もの」に改め、次に掲げる情報を除く。」に改め、同号に次のように加える。

イ 法令若しくは条例の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

第十六条中第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第十六条第四号を削り、同条第五号中「が含まれる個人情報」を削り、「損なわれる」の下に「おそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせる」を加え、同号を同条第四号とし、同条第六号中「が含まれる個人情報」を削り、同号イ中「又は試験」を「試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号に次のように加える。

二 評価、指導、相談、選考、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなるおそれ又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ

ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ヘ 県若しくは国等が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第十六条中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 遺族又はその法定代理人が開示請求をした場合にあつては、当該開示請求に係る個人情報の本人が生存していたとしたならば開示請求者に知られたくないと思ふことが正当であると認められる情報

第十六条第八号を次のように改める。

八 法定代理人（遺族の法定代理人を除く。）が開示請求をした場合にあつては、開示することにより、当該開示請求に係る個人情報の本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を侵害するおそれのある情報

第十七条中「係る」を「該当する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 開示請求に係る個人情報に前条第二号に掲げる情報（開示請求に係る個人情報の本人以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、当該本人以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第十七条の次に次の一条を加える。

（裁量的開示）

第十七条の二 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報（第十六条第一号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

第十九条を次のように改める。

（開示請求に対する措置）

第十九条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び一部を開示しない理由（その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日。次項において同じ。）を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示しない理由を書面により通知しなければならない。第十九条の次に次の三条を加える。

(開示決定等の期限)

第十九条の二 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して十五日以内にならなければならない。ただし、第十五条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第十九条の三 開示請求に係る個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して四十五日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第十九条の四 実施機関は、開示請求に係る個人情報 that 他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第十九条第一項又は第二項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

第二十条第一項中「個人情報 that 記録された行政文書の表示」を「当該第三者に関する情報の内容」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「個人情報の開示」を「第三者に関する情報の開示」に、「当該個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定」を「開示決定」に、「当該決定」を